

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

生徒部だより

宮城県小牛田農林高等学校
第13号
平成31年2月6日

「いじめゼロ」をめざして



先月実施した、いじめアンケートの結果「冷やかし・悪口を言われた(*1)」「仲間はずれにされた、無視された(*2)」「軽くぶつかられた(*3)」「スマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされた(*4)」の回答がありました。いずれも、“いじめ”に該当するものです。

“いじめ”の定義は、以下のとおりです。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。〈いじめ防止対策推進法〉

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動、塾など当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。
- ・「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」上記*4など直接的にかかわるものと、上記*1、*2のような心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。アンケート結果の*3が該当します。

農林生が取り組むこと

- 全生徒が認識すること 「いじめは絶対に しない させない 許さない」
- いじめにあったら 「一人で抱え込まない まわりに相談する 助けを求める 逃げる」
- いじめを見かけたら 「決して傍観しない 助ける やめさせる 周りに知らせる」
- いじめをしたら 「すぐやめる くだらない、かっこ悪いことに気づく 謝る」
- 農林生一人一人の小さな気配り、気遣い、思いやりが「いじめゼロ」へつながります！

いじめにあったときはどうする？

アンケート結果から、いじめ被害にあった生徒が相談する相手の多くは「保護者・家族」や「担任・担任以外の先生」でした。また「友人」と「養護教諭」など複数の相手に相談している人もいましたが、その反面、「誰にも相談していない」という回答もありました。被害にあったら一人で抱えこまず、まわりに相談してみてください。身近なところでは、友人や家族、先生などですが、相談しにくい場合には以下の相談先もあります。

【裏面に続く】

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

いじめ110番(県警本部・各警察署)	022-221-7867 平日 8:30~17:15
24 時間いじめ相談ダイヤル(文部科学省全国統一ダイヤル)	0120-0-78310 24 時間対応
子どもの相談ダイヤル(宮城県総合教育センター)	022-784-3568 平日 9:00~16:00

自転車レッドカード警告通知数 27 件 (10~12月)

遠田警察署の交通課から「自転車レッドカード警告結果通知制度に基づく学校別自転車交通安全指導状況(10~12月)」の報告がありました。今回の報告では、「ヘッドホン使用等」が前回(2件)よりも増加しています。ヘッドホンやイヤホンで大音量の音楽を聞いていたことが原因で、接触事故が起きたという場合は、「安全運転義務違反」とみなされる可能性があるため注意が必要です。以下は、その内訳です。

飲酒運転	信号無視	一時不停止	右側通行	歩道通行	無灯火	歩行者に危険を及ぼす違反
0	0	2	1	0	3	10
二人乗り	傘差し	携帯電話通話等	片手運転等	ヘッドホン使用等	その他	合計
0	0	0	0	6	5	27

※歩行者に危険を及ぼす違反・・・路側帯通行方法違反(路側帯を通行する場合は、左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません)、並進、歩道通行方法違反(歩行者付近で徐行、一時停止しないなど)をいいます。

※その他・・・並進や踏切での一時不停止など。



自転車保険義務化とは

昨今、自転車損害賠償保険への加入義務化が各地で進められています。仙台市では、4月1日から加入が義務となります。これは、自転車事故による被害者の救済と、加害者の経済的負担を軽減することを目的として、条例で義務づけたものです。きっかけとなったのは、下記のような自転車事故による高額な賠償請求が起きたことです。

2008年に神戸で発生した事故では、当時小学5年生の男の子が、自転車に乗っているときに女性に衝突し、女性は頭蓋骨骨折、意識不明の重体となってしまいました。その後、2013年に裁判で男児の保護者に対して、損害賠償金9,500万円を命じる判決が言い渡されました。

このように、自転車事故で相手にケガをさせた場合、加害者にとっては治療費や休業損害などを相手方に賠償できるように、また、被害者にとっては十分なケガの治療や日常生活を送るための補償を受けられるように、保険に加入することを目的とするものです。

本校では、全国高P連の賠償責任補償制度に加入していますが、これは登下校中など学校管理下における事故の場合に限られます。高校生は、普段から自転車を利用することが多いと思います。ご家庭でも自転車保険への加入を検討してみてください。